

各園長 様
各小中学校長 様

教 育 長

園児・児童生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者
と特定された場合の対応について（通知）

このことについて、小中学校には令和 4 年 6 月 8 日付け御教学第 139 号「児童生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者と特定された場合の対応について（通知）」により通知したところですが、濃厚接触者の待機期間の見直し等について、別添のとおり県教育委員会から情報提供がありました。

については、県の方針等を踏まえて、園児・児童生徒が濃厚接触者と特定された場合の出席停止期間等の基準について、下記のとおり対応願います。

記

1 園児・児童生徒が濃厚接触者と特定された場合

(1) 濃厚接触者と特定された場合の出席停止期間の基準について

幼稚園・小中学校については、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取る。このとき、濃厚接触者の出席停止期間は、原則として、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5 日間とする。

無症状の児童生徒で、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除することを可能とする。ただし、保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はその期間とする。

なお、園児については、抗原定性検査キットを用いた検査を想定していないため、待機期間の短縮は行わず、5 日間を原則とする。

(2) 抗原定性検査の実施について

上記(1)による抗原定性検査は自費検査となるため、保護者や本人が希望した場合に選択できるものであり、学校から検査を促すといったことがないように留意する。

また、抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いることとされているので、適用にあたっては保護者等へ丁寧に説明する。

なお、抗原定性検査の結果による出席停止等の解除にあたっては、陰性の証明書等の提出は求めない。

(3) 解除後の行動制限について

2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合や 5 日間の待機期間終了により解除となった場合のいずれの場合も、7 日間が経過するまでは、検温等家庭と連携した健康状態の確認を行う。また、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入

所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を求めることとする。

2 教職員が濃厚接触者と特定された場合

(1) 濃厚接触者と特定された場合の自宅待機期間の基準について

県費負担教職員が濃厚接触者と特定された場合、職務専念義務の免除または特別休暇の扱いとする。また、市費負担教職員の場合は特別休暇の扱いとする。

このとき、濃厚接触者の自宅待機期間は、原則として、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間である。ただし、無症状であれば、2、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合に限り、待機期間を短縮できることとする。

ただし、保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はその期間とする。

なお、7日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認等を行うこと。

(2) 抗原定性検査の実施について

自宅待機期間を短縮する場合に使用する抗原定性検査キットは、薬事承認を受けたものとする。ただし、唾液による検査は不可とする。

なお、検査の結果、陽性になった場合は、速やかに医療機関に相談すること。

担当 学校教育課
電話 0537-29-8734